



2022年6月6日

各位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
野村不動産ホールディングス株式会社
代表取締役社長 沓掛 英二
(コード番号：3231 東証プライム)

問い合わせ先 コーポレートコミュニケーション部長 佐々木 秀洋
TEL：(03) 3348-8117

当社第18回定時株主総会

「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件」に関する 議決権行使助言会社 ISS 社の反対推奨に対する当社の見解について

当社は、今般、2022年6月24日に開催予定の当社第18回定時株主総会に付議する「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件」（以下「本議案」という）に関し、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc.（以下「ISS社」という）が反対を推奨している旨のレポートを発行している事実を確認いたしました。

本議案の内容につきましては、当社第18回定時株主総会招集ご通知及び2022年5月19日付適時開示「業績連動型株式報酬等の制度継続及び一部改定について」に記載しているとおり、当社は本議案の内容は相当であると判断しており、ISS社の反対推奨には、その判断に至った考え方に誤りがあると考えておりますため、当社の見解を補足説明させていただきます。

株主の皆様におかれましては、下記の内容をご確認いただき、本議案への正しいご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 本議案について

本議案は、当社が2018年から導入している、当社の取締役及び一部の当社子会社の取締役及び執行役員の全部又は一部（以下「対象者」という）を対象とする株式報酬制度について、一部改定の上、継続するものです（以下「本制度」という）。

本制度は、業績指標の達成度に応じて交付株式数が連動する業績連動部分と、業績に連動せず、原則として取締役及び当社グループ役員のいずれも退任した時まで株式の交付を繰り延べる非業績連動部分を組み合わせ、信託を通じて対象者に対して、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額を交付及び給付する制度です。

2. ISS社による反対推奨の内容

ISS社は、本制度及び当社の他の株式報酬制度（ストックオプション・廃止済み）による当社株式の希薄化率が、成熟企業の水準である5%を超過するとして、ISS社の議決権行使助言基準に基づき、本議案に関し、反対を推奨しております。

3. 当社の見解（結論）

本議案は、対象となる取締役の中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるために、株式報酬のうち業績連動部分を増加することにより株主との利害共有意識を強化し、さらに経営目標の達成に向けたインセンティブを引き出すものであります。

また、本議案については、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬諮問委員会における審議を経ております。また、監査等委員会は、本議案の内容は相当であり、指摘すべき事項はないと判断いたしております。

したがって、当社は、本議案の内容は相当であると考えております。

また、仮に ISS 社の議決権行使助言基準に照らしても、ISS 社による反対推奨は、(1) 本制度ではそもそも制度上 5% を超過する当社株式の希薄化が生じないにもかかわらず、5% を超過する当社株式の希薄化が生じる可能性があるとして評価しており、また、(2) 当社株式の希薄化率の計算においてもその前提条件に誤りがあると考えております。

4. 当社見解の根拠

(1) 本制度ではそもそも制度上 5% を超過する当社株式の希薄化が生じないこと

まず、本制度では、当社第 18 回定時株主総会招集ご通知及び 2022 年 5 月 19 日付適時開示「業績連動型株式報酬等の制度継続及び一部改定について」に記載しているとおり、当社株式を自己株式処分により、又は市場から取得する予定であり、本制度のために新たに株式を発行することは予定しておりません。

したがって、本制度において、当社株式を市場から取得する場合は、当社株式の希薄化は生じませんし、また、当社株式を自己株式処分により取得する場合でも、仮に当社が保有する自己株式 2,181,585 株 (2022 年 3 月末時点) をすべて処分したときでさえ、当社株式の希薄化率は 1.2% にとどまりますので、本制度において当社株式の希薄化率が 5% を超過することはそもそも制度上ございません。

また、上記に加え、当社では、過去にストックオプションによる報酬支給を行っており、一部権利行使されていないストックオプション残高が 1,101,800 株 (2022 年 3 月末時点) ございますが、当該ストックオプション残高も踏まえたとしても、当社株式の希薄化率は 1.8% であります。なお、ストックオプションによる報酬は、2018 年 3 月期分にかかる支給をもって廃止しております。

(2) 当社株式の希薄化率の計算においてもその前提条件に誤りがあること

次に、ISS 社は、当社株式の希薄化率が 5% を超過するという計算において、本制度以外の当社の他の株式報酬制度 (ストックオプション・廃止済み) を考慮するほか、本制度に基づき、対象者に対して、今後 10 年間にわたり毎年わたって、かつ、本制度の上限にあたる株式数を付与という前提を置いているものと思われ

ます。しかしながら、①本制度以外の当社の他の株式報酬制度は廃止済みの制度であり、また、そもそも「本議案」の対象にはなっていません (前述のとおり、ストックオプションの残高を考慮しても当社株式の希薄化率はわずかです。)。また、本制度の上限にあたる株式数は、当社及び一部の当社子会社の取締役及び執行役員の全部又は一部を対象とした株式数です。ISS 社による算定方法での計算を行ったとしても、当社株式の希薄化率は 5.4% にとどまるどころ、ISS 社は、「本議案」の対象である当社の取締役だけでなく、②その付与について株主総会の決議が求められていない一部の当社子会社の取締役及び執行役員を含めて計算していること、③本制度の業績連動部分は、本制度の対象期間における業績目標の達成の度合いにより当社株式の付与数変動するにもかかわらず、ISS 社は、10 年間毎年わたって、本制度の上限に当たる株式数が付与されるという前提で計算していることから、本制度のこのような実態に即して計算すれば、本来株主総会の決議の対象となる当社の取締役に対して当社株式が付与されることによる当社株式の希薄化率は 5% を下回ることが明らかです。

したがって、本議案に関する ISS 社の反対推奨は、その判断に至った根拠となる前提条件にも誤りがあると考えております。

株主の皆様におかれましては、本議案の趣旨や本制度の内容等について、本内容を今一度ご確認いただき、慎重に本議案の適否をご判断頂きますようお願い申し上げます。

以上